



宮 崎 県 公 報

平成27年7月30日(木曜日) 第 2713 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

- 宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則…… (行政経営課) 1
- 県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則
の一部を改正する規則…… (税務課) 3

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定…… (障がい福祉課) 5
- 有害興行の指定…… (子ども家庭課) 5
- 民有林の保安林の指定予定…… (自然環境課) 6
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…… (砂防課) 6

- 建築基準法に基づく道路の位置の指定…… (建築住宅課) 6

公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市
町村の意見 (2 件) …… (商工政策課) 6
- 入札公告…… 7

人事委員会公告

- 平成27年度身体障がい者を対象とする宮崎県職
員採用選考試験の実施…… 8

公安委員会告示

- 暴力追放運動推進センターに関する規則第 3 条
に基づく代表者の氏名の変更…… 8

規 則

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第42号

宮崎県事務委任規則の一部を改正する規則

宮崎県事務委任規則 (昭和40年宮崎県規則第10号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表 (第 2 条関係)		別表 (第 2 条関係)	
出先機関 の長	委 任 事 務	出先機関 の長	委 任 事 務
[略]		[略]	
西白杵支 庁長	1～19の23 [略] 19の24 宮崎県多面的機能支払交付金交付要綱 (平成26年4月1日定め) <u>第17条</u> の規定による実施状況の確認に関すること。 20～64 [略]	西白杵支 庁長	1～19の23 [略] 19の24 宮崎県多面的機能支払交付金交付要綱 (平成26年4月1日定め) <u>第18条</u> の規定による実施状況の確認に関すること。 20～64 [略]
[略]		[略]	
保健所長	1～12 [略] 13 健康増進法 (平成14年法律第 103号) による次の事務 (1)～(4) [略] (5) 第27条第 1 項 (第32条第 3 項及び第32条の 3 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による検査及び収去に関すること。 13の 2～25の 3 [略]	保健所長	1～12 [略] 13 健康増進法 (平成14年法律第 103号) による次の事務 (1)～(4) [略] (5) 第27条第 1 項 (第32条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定による検査及び収去に関すること。 13の 2～25の 3 [略] <u>25の 4 食品表示法 (平成25年法律第70号) による次の事務 (アレルギー、消費期限、栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の保護及び増進を図るために必要な食品に関する表示の事項</u>

	26～70 [略]
[略]	
農林振興局長	1～2の29 [略] 2の30 宮崎県多面的機能支払交付金交付要綱第17条の規定による実施状況の確認に関すること。 3～26 [略]
[略]	

付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係）

1～8 [略]
9 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（平成10年4月1日定め）に基づく補助金のうち、 <u>みやざき・水田農業新生プロジェクト推進事業（目指せ10町歩！大規模経営体育成加速化事業）</u> 、 <u>県産加工用米供給拡大支援事業</u> 、「 <u>儲かるを形に</u> 」みやざきの園芸産地強化支援事業、 <u>加工・業務用青果物生産拡大加速化事業</u> 、 <u>ネクスト！みやざきエコ施設園芸産地拡大事業</u> 、 <u>施設園芸用燃料の木質バイオマス転換促進事業</u> 、 <u>攻めの次世代花き産地育成事業</u> 、「 <u>みやざきの花</u> 」産地力強化支援事業、「 <u>花</u> 」も「 <u>実</u> 」もある中山間園芸産地改革事業、 <u>みやざき次世代果樹ブランド産地育成強化事業</u> 、「 <u>食</u> 」を彩るみやざき特産果樹基盤強化事業及び選ばれる「 <u>みやざき茶</u> 」産地確立支援事業（ <u>高品質茶生産技術確立支援</u> ）に係る補助金
10～32 [略]
33 <u>みやざき農業振興資金利子補給金・利子助成補助金交付要綱（平成22年4月1日定め）</u> に基づく利子補給金及び補助金
34・35 [略]
36 農地中間管理機構支援事業費補助金交付要綱（平成26年4月1日定め）に基づく補助金のうち、 <u>機構集積協力金交付支援事業</u> に係る補助金
37～39 [略]
40 <u>目指せ6次化！みやざき未来農業創出事業補助金交付要綱（平成24年4月1日定め）</u> に基づく補助金のうち、 <u>農業経営多角化整備支援事業</u> に係る補助金
41 [略]
42 <u>自給飼料基盤に立脚した飼料増産総合対策事業補助金交付要綱（平成23年4月1日定め）</u> に基づく補助金のうち、 <u>飼料増産体制整備事業</u> に係る補助金
43～45 [略]

	に係るものに限る。） (1) <u>第6条第1項及び第3項の規定による指示に関すること。</u> (2) <u>第6条第5項及び第8項の規定による命令に関すること。</u> (3) <u>第8条第1項の規定による報告の徴収、物件の提出の要求、立入検査、質問及び収去に関すること。</u> (4) <u>第12条第1項及び第2項の規定による申出の受付に関すること。</u> (5) <u>第12条第3項の規定による調査に関すること。</u>
26～70 [略]	
[略]	
農林振興局長	1～2の29 [略] 2の30 宮崎県多面的機能支払交付金交付要綱第18条の規定による実施状況の確認に関すること。 3～26 [略]
[略]	

付表（西臼杵支庁長の項第38号、農林振興局長の項第17号関係）

1～8 [略]
9 宮崎県農産園芸関係事業補助金交付要綱（平成10年4月1日定め）に基づく補助金のうち、 <u>目指せ10町歩！大規模経営体育成加速化事業</u> 、 <u>県産加工用米供給拡大支援事業</u> 、「 <u>儲かるを形に</u> 」みやざきの園芸産地強化支援事業、 <u>加工・業務用青果物生産拡大加速化事業</u> 、 <u>地域資源循環型高収益施設園芸モデル構築事業</u> 、 <u>施設園芸用燃料の木質バイオマス転換加速化事業</u> 、 <u>攻めの次世代花き産地育成事業</u> 、「 <u>みやざきの花</u> 」産地力強化支援事業、「 <u>輝く中山間園芸産地構築事業</u> 」、 <u>みやざき次世代果樹ブランド産地育成強化事業</u> 、「 <u>食</u> 」を彩るみやざき特産果樹基盤強化事業、 <u>選ばれる「みやざき茶」産地確立支援事業（高品質茶生産技術確立支援に限る。）</u> 及び <u>みやざき特産優良種苗供給緊急支援事業</u> に係る補助金
10～32 [略]
33 宮崎県農業制度資金利子補給金等交付要綱（平成27年4月1日定め）に基づく利子補給金及び補助金
34・35 [略]
36 農地中間管理機構支援事業費補助金交付要綱（平成26年4月1日定め）に基づく補助金のうち、 <u>機構集積協力金</u> に係る補助金
37～39 [略]
40 <u>進め6次化みやざき農業新ビジネス創出事業補助金交付要綱（平成27年4月1日定め）</u> に基づく補助金のうち、 <u>農業法人連携・多角化推進事業</u> 及び <u>6次化実現活動支援事業</u> に係る補助金
41 [略]
42 宮崎県畜産競争力強化整備事業補助金交付要綱（平成27年3月13日定め）に基づく補助金
43～45 [略]
46 <u>肉用牛生産基盤強化対策事業費補助金交付要綱（平成27</u>

年 3 月 24 日 定 め) に 基 づ く 補 助 金
 47 地 域 が 輝 く 農 村 ビジネスモデル創造事業補助金交付要綱
 (平成27年 6 月 1 日 定 め) に 基 づ く 補 助 金

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 7 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第43号

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																						
<p>(不動産取得税の課税免除又は不均一課税の申請)</p> <p>第 4 条 不動産取得税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第 2 条第 2 号、第 3 条第 2 号及び第 4 条第 1 号又は第 5 条第 2 号及び第 6 条第 1 号に規定する家屋及びその敷地となる土地の取得に対して課する宮崎県条例（昭和29年宮崎県条例第19号）第38条第 1 項の規定による不動産取得税を申告する日までに、不動産取得税課税免除（不均一課税）申請書（別記様式第 2 号）を所長に提出しなければならない。</p> <p>(固定資産税の課税免除又は不均一課税の申請)</p> <p>第 6 条 固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第 2 条第 3 号、第 3 条第 3 号及び第 4 条第 2 号又は第 5 条第 3 号及び第 6 条第 2 号に規定する家屋、償却資産又は構築物について、特例条例第 2 条から第 6 条までに規定する各年度ごとに、法第 745条第 1 項において準用する法第 383条の規定による固定資産税の申告をする日までに、固定資産税課税免除（不均一課税）申請書（別記様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(課税免除等の通知)</p> <p>第 7 条 知事又は所長は、第 2 条第 1 項、第 4 条又は第 6 条の規定によって、課税免除又は不均一課税の申請書の提出があった場合において、当該申請した事項が特例条例第 2 条から第 6 条までの規定に該当する場合にあっては課税免除（不均一課税）通知書（別記様式第 5 号）により、当該規定に該当しない場合にあっては課税免除（不均一課税）不承認通知書（別記様式第 6 号）によって通知するものとする。</p> <p>別記 様式第 1 号（その 1）（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>① 新設し、又は増設した設備の取得価額（所得税法施行令第 6 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。）</td> <td>[略]</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>付表 対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書</td> <td></td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>租税特別措置法第12条第 1 項又は第 3 項の規定により、所得税の確定申告等において、特別償却の償却範囲額の計算に</td> <td></td> </tr> </table>	[略]	[略]	① 新設し、又は増設した設備の取得価額（所得税法施行令第 6 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。）	[略]	[略]	[略]	付表 対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書		[略]	租税特別措置法第12条第 1 項又は第 3 項の規定により、所得税の確定申告等において、特別償却の償却範囲額の計算に		<p>(不動産取得税の課税免除又は不均一課税の申請)</p> <p>第 4 条 不動産取得税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第 2 条第 2 号、第 3 条第 2 号及び第 4 条第 1 号又は第 5 条第 2 号に規定する家屋及びその敷地となる土地の取得に対して課する宮崎県条例（昭和29年宮崎県条例第19号）第38条第 1 項の規定による不動産取得税を申告する日までに、不動産取得税課税免除（不均一課税）申請書（別記様式第 2 号）を所長に提出しなければならない。</p> <p>(固定資産税の課税免除又は不均一課税の申請)</p> <p>第 6 条 固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用を受けようとする者は、特例条例第 2 条第 3 号、第 3 条第 3 号及び第 4 条第 2 号又は第 5 条第 3 号に規定する家屋、償却資産又は構築物について、特例条例第 2 条から第 5 条までに規定する各年度ごとに、法第 745条第 1 項において準用する法第 383条の規定による固定資産税の申告をする日までに、固定資産税課税免除（不均一課税）申請書（別記様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(課税免除等の通知)</p> <p>第 7 条 知事又は所長は、第 2 条第 1 項、第 4 条又は前条の規定によって、課税免除又は不均一課税の申請書の提出があった場合において、当該申請した事項が特例条例第 2 条から第 5 条までの規定に該当する場合にあっては課税免除（不均一課税）通知書（別記様式第 5 号）により、当該規定に該当しない場合にあっては課税免除（不均一課税）不承認通知書（別記様式第 6 号）によって通知するものとする。</p> <p>別記 様式第 1 号（その 1）（第 2 条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>① 新設し、又は増設した設備の取得価額（所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第 6 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。）</td> <td>[略]</td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>付表 対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書</td> <td></td> </tr> <tr><td>[略]</td></tr> <tr> <td>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第 1 項又は第 3 項の規定により、所得税の確定申告等において、特別償</td> <td></td> </tr> </table>	[略]	[略]	① 新設し、又は増設した設備の取得価額（所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第 6 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。）	[略]	[略]	[略]	付表 対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書		[略]	租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第 1 項又は第 3 項の規定により、所得税の確定申告等において、特別償	
[略]																							
[略]																							
① 新設し、又は増設した設備の取得価額（所得税法施行令第 6 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。）	[略]																						
[略]																							
[略]																							
付表 対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書																							
[略]																							
租税特別措置法第12条第 1 項又は第 3 項の規定により、所得税の確定申告等において、特別償却の償却範囲額の計算に																							
[略]																							
[略]																							
① 新設し、又は増設した設備の取得価額（所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第 6 条第 1 号から第 7 号までに掲げるものに限る。）	[略]																						
[略]																							
[略]																							
付表 対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書																							
[略]																							
租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第 1 項又は第 3 項の規定により、所得税の確定申告等において、特別償																							

関する明細書の提出の有無	有 ・ 無
[略]	

※ 対象事業とは、製造事業、情報通信技術利用事業、ソフトウェア業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第1条各号に掲げる事業をいいます。

様式第1号（その3）（第2条関係）

[略]

記載上の注意

1～4 [略]

5 「新設し、又は増設した設備の取得価額」の欄には、当該新設し、又は増設した設備（法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げる固定資産に限る。）を事業の用に供した日現在において記載してください。

6 課税免除（不均一課税）の申請額の計算は、次の算式によってください。

(1)～(4) [略]

(5) 「税率」の欄は、課税免除の場合、県税条例第32条に規定する税率を記載し、不均一課税の場合、特例条例第5条第1号に規定する税率を記載してください。

(6) [略]

備考

1 この申請書には「対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書」を添付して、法人事業税の申告書（確定申告書（期限後申告を含む。）又は確定申告に係る修正申告書）に添付してください。

2・3 [略]

4 対象事業とは、製造事業、情報通信技術利用事業、ソフトウェア業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第1条各号に掲げる事業をいいます。

付表 対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書

[略]

租税特別措置法第45条第1項又は第2項の規定により、法人税の確定申告等において、特別償却の償却範囲額の計算に

却の償却範囲額の計算に関する明細書の提出の有無	有 ・ 無
[略]	

※ 対象事業は、次の表のとおりです。

対象条項	対象事業
特例条例第2条第1号	製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業（下宿営業を除く。）
特例条例第3条第1号	製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第1条各号に掲げる事業
特例条例第5条第1号	半島振興法（昭和60年法律第63号）第17条各号に掲げる事業

様式第1号（その3）（第2条関係）

[略]

記載上の注意

1～4 [略]

5 「新設し、又は増設した設備の取得価額」の欄には、当該新設し、又は増設した設備（法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げる固定資産に限る。）を事業の用に供した日現在において記載してください。

6 課税免除（不均一課税）の申請額の計算は、次の算式によってください。

(1)～(4) [略]

(5) 「税率」の欄は、課税免除の場合、宮崎県税条例第32条に規定する税率を記載し、不均一課税の場合、特例条例第5条第1号に規定する税率を記載してください。

(6) [略]

備考

1 この申請書には「対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書」を添付し、法人事業税の申告書（確定申告書（期限後申告を含む。）又は確定申告に係る修正申告書）にも添付してください。

2・3 [略]

4 対象事業は、次の表のとおりです。

対象条項	対象事業
特例条例第2条第1号	製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業（下宿営業を除く。）
特例条例第3条第1号	製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第1条各号に掲げる事業
特例条例第5条第1号	半島振興法（昭和60年法律第63号）第17条各号に掲げる事業

付表 対象事業の用に供した新設し、又は増設した設備等に関する明細書

[略]

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第45条第1項又は第2項の規定により、法人税の確定申告等において、特別償

関する明細書の提出の有無			
有 ・ 無			
新設 設備 の 取 得 価 値 増 額 設 計 し た	[略]	種 類	取 得 価 額
		[略]	[略]
		工具器具及び備品	
	[略]		
	[略]		
[略]			

※ 対象事業とは、製造事業、情報通信技術利用事業、ソフトウェア業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第1条各号に掲げる事業をいいます。

却の償却範囲額の計算に関する明細書の提出の有無			
有 ・ 無			
新設 設備 の 取 得 価 値 増 額 設 計 し た	[略]	種 類	取 得 価 額
		[略]	[略]
		工具、器具及び備品	
	[略]		
	[略]		
[略]			

※ 対象事業は、次の表のとおりです。

対象条項	対象事業
特例条例第2条第1号	製造の事業、情報通信技術利用事業又は旅館業（下宿営業を除く。）
特例条例第3条第1号	製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業又は離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成5年自治省令第1号）第1条各号に掲げる事業
特例条例第5条第1号	半島振興法（昭和60年法律第63号）第17条各号に掲げる事業

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の県税の課税免除等の特例に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 463号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成27年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510201124	ここから	都城市梅北町 118 48番地	社会福祉法人ここら	都城市梅北町 118 48番地	平成27年7月1日	自立訓練（生活訓練） 就労移行支援

平成27年7月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 464号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
27年-20	映画	尼寺情話 卍で寝る女	新田組 <新日本映像>	平成27年 7 月22日
27年-21	映画	桃尻娘のエッチな大冒険	関根組 <オーピー映画>	
27年-22	映画	変身人形 肢体を愛でる指先	山崎組 <オーピー映画>	
27年-23	映画	義父の指先 嫁の乳	後藤組 <新東宝映画>	
27年-24	映画	ムカデ人間3 (原題) THE HUMAN CENTIPEDE III	トランスフォーマー (アメリカ、オランダ)	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 465号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成27年 7 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町潟上宇池ヶ八重8930、字管之谷8981、字塩谷9030- 1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 466号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第 57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成27年 7 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 長堀地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱10号と標柱 1 号を国道 388号官民地境界線に沿って結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	東臼杵郡美郷町南郷神門字長堀1137- 1 番地先道路敷
2	〃 〃 〃 〃 1137- 1

3	〃	〃	〃	〃	1137- 1
4	〃	〃	〃	〃	1135
5	〃	〃	〃	〃	1130- 1
6	〃	〃	〃	〃	1130- 1
7	〃	〃	〃	〃	1130- 2
8	〃	〃	〃	〃	1130- 2
9	〃	〃	〃	〃	1128- 1
10	〃	〃	〃	〃	1128- 1 番地先道路敷

宮崎県告示第 467号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年 7 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 27- 2	門松政勝	小林市堤字三松35 56番 1	6. 04 ～ 6. 07	49. 48	平成27 年 7 月 17日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年 7 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ブラッセだいわ小林店

小林市大字細野字池の原1976番 1

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第 6 条第 1 項の規定による届出

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成27年 6 月18日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成27年7月30日から平成27年8月31日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、国富町から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年7月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイレックス国富店

東諸県郡国富町本庄 583番 1 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第1項の規定による届出

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び大規模小売店舗の名称並びに大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

平成27年6月18日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成27年7月30日から平成27年8月31日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成27年7月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量 税務電算トータルシステム機器等 一式

(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 入札説明書による。

(4) 契約期間 平成28年1月1日から平成32年12月31日まで

(5) 納入場所 入札説明書による。

(6) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、1(4)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 平成27年宮崎県告示第137号に規定する資格を有する者で、業種がサービス（役務の提供）に関する業種で、営業種目が賃貸業務で、種目が電算機器のものであること。

イ 借入物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 借入物品の機能が仕様を満たし、当該物品を指定した場所に確実に設置し、及び設定できると認められる者であること。

エ 借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

オ 過去に国（公団等を含む。）又は地方公共団体（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があること。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからオまでの資格要件を満たすことを証明する書類を平成27年8月24日までに5(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法

3(1)アに掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

(1) 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

(2) 申請書類の受付期間 平成27年7月30日から平成27年8月24日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後4時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総務部税務課税務電算担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7019

(2) 期間 平成27年7月30日から平成27年9月10日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後4時まで）

公安委員会告示

宮崎県公安委員会告示第69号

暴力追放運動推進センターに関する規則（平成3年国家公安委員会規則第7号）第3条第1項の規定に基づき、公益財団法人宮崎県暴力追放センターから代表者の氏名の変更届があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成27年7月30日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

1 宮崎県暴力追放運動推進センターとして指定した法人の代表者の氏名

平野 亘也

2 変更年月日 平成27年6月11日

- 6 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付期間
 - (1) 交付場所 宮崎県総務部税務課税務電算担当
 - (2) 交付期間 平成27年7月30日から平成27年9月10日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後4時まで）
- 7 入札説明会の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県庁附属棟 202号室 宮崎市橋通東2丁目10番1号
 - (2) 日時 平成27年8月17日午後1時
- 8 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
 - (1) 提出場所 宮崎県総務部税務課税務電算担当
 - (2) 提出期限 平成27年9月10日午後5時
 - (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）により提出すること。
- 9 開札の場所及び日時
 - (1) 場所 宮崎県庁附属棟 202号室
 - (2) 日時 平成27年9月11日午後2時
- 10 入札保証金
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 11 入札の無効に関する事項
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第125条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 12 落札者の決定の方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。
- 13 契約に関する事務を担当する部局等
宮崎県総務部税務課税務電算担当
- 14 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 15 その他
 - (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 - (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 16 Summary
 - (1) Nature and quantity of the service to be required : Hardware for a Total Tax Administration System 1 set.
 - (2) Time limit for tender : 5:00p.m.September10, 2015
 - (3) Contact point for the notice : Taxation Division General Affairs Department, Miyazaki Prefectural Government, 2-10-1 Tachibana-dori Higashi, Miyazaki City, 880-8501 Japan. TEL : 0985-26-7019

人事委員会公告

平成27年度身体障がい者を対象とする宮崎県職員採用選考試験を別冊のとおり実施する。

平成27年7月30日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継